

伊豆半島海外向けプロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

伊豆半島海外向けプロモーション業務

2 業務の目的

オンラインを活用したプロモーションを行い、諸外国における伊豆半島地域の認知度及び来訪意欲を向上させること及び当該プロモーションを通じて、今後の（一社）美しい伊豆創造センター（以下「（一社）美伊豆」という。）のインバウンド事業の実施及び計画策定に資する各種データを収集することを目的とする。

3 委託計画期間

契約締結日から令和4年3月31日までの期間とする。

4 委託業務の概要

受託者は、諸外国における伊豆半島地域の認知度及び来訪意欲の向上を図るため Youtube 等のオンライン媒体を活用したプロモーションを実施すること。

なお、中長期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、各業務でリマーケティングタグを利用したアクセス者分析を行うため「見込み客リスト」の蓄積を行うこと。

また、当該プロモーションを通じて得たアクセス者等の情報を整理分析し、委託者の今後の海外向けデジタルプロモーション及びインバウンド誘客戦略策定に関する提案を含んだ報告書を作成すること。

5 ターゲット

英語圏の国と地域（主に欧米豪）

6 実施業務

(1)委託者が指定する動画（別紙3）を使用して、YouTube 広告及び SNS 広告を活用した動画配信等を行い、委託者が運営する次のホームページへアクセスを誘導すること。

「EXPLORE-IZU (<https://www.explore-izu.com/>)」

(2)海外向け SNS アカウントを作成し、(1)に掲げるホームページへのアクセス誘導を行うとともに、伊豆半島の観光情報を発信すること。

(3)業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に的確に対応すること。

(4)発展性を持って業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。

7 委託内容

(1)基本的な業務内容

話題性、拡散性等を確保するため、YouTube等の各種SNSを活用した動画広告を配信し、ホームページへと誘導すること。

(2)配信方法

前項について、動画がインターネット上で広く視聴されるよう目標回数を想定の上、「TrueView インストリーム広告」を実施すること。また、「Call-to-Action オーバーレイ」等を活用してウェブサイトへの誘導を図ること。

なお、動画広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫すること。

(3)SNS アカウント

Facebook等、海外で利用率の高いSNSについて、新規アカウントを作成し、訴求力のある投稿を通じて伊豆半島の観光情報を発信するとともに、ホームページへのアクセス誘導を図ること。

なお、当該アカウントの運用はターゲットとする国又は地域に関する知見を持ち、ネイティブに準ずる言語能力を持つ者によって行い、委託契約期間終了後には、当該アカウントに係る一切の権限を（一社）美伊豆へ提供すること。

(4)効果測定及び業務報告

ア 本業務について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）の分析数値等を、委託者の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込みの改善策を委託者と協議のうえ実施すること。

イ 動画の視聴回数は、委託期間中に全体で最低50万回視聴数を目標とし、「動画からのサイト誘導数」と併せ、事業開始時に目標KPIを示すこと。なお、視聴目標数を達成した場合でも配信予算内で配信数の最大化を行うこと。

ウ 上記アについて、伊豆半島の認知、関心及び旅行意欲の向上に与えた影響並びにそれらを踏まえた今後の各種インバウンド戦略に関する提案について、事業終了時の報告書にまとめ、提出すること。

(5)その他

ア 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

イ 業務の詳細について委託者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に委託者に報告すること。

ウ 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。

エ 各業務にかかる調査、報告等の一切の経費（各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。

オ 各媒体には可能な限り、リマーケティングタグを設定することとし、アクセス者の解析をするための「見込み客リスト」を蓄積すること。

8 成果品

(1)提出物

①実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）

(2)提出場所

（一社）美しい伊豆創造センター

(3)提出期限

令和4年3月31日（木）

9 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 提出書類

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)契約締結時に提出するもの

- ア 着手届
- イ 総括責任者通知書
- ウ 事業計画書及び実施工程表
- エ その他委託者が業務の確認に必要と認める書類

(2)業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ その他委託者が業務の確認に必要と認める書類

11. その他

- (1)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2)上記(1)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。